

資料編

1 目標値設定の根拠

頁	指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	目標値設定の根拠
14	産業系土地利用区域の面積	18.2ha	30.0ha	主要道路沿線の活性化エリアの追加指定した後の面積
18	道路の改良延長	135,617m	137,900m	道路整備計画の優先整備路線の延長
20	町内循環バスの利用人数	30,017人	34,000人	毛呂山町生活交通確保維持改善計画に掲げられた数値目標からの予測値
28	自主防災組織結成行政区数	42団体	69団体	すべての行政区（69地区）での結成をめざす
28	備蓄計画達成率（備蓄食料）	83%	100%	毛呂山町備蓄計画による数値
30	救命講習受講者数	10,028人	14,500人	1年で約900人を目標とした数値
35	管路に占める石綿セメント管の割合	12.1%	8.0%	過去5年間の更新実績に基づき設定
35	公共下水道処理区域	408.1ha	456.9ha	現認可区域の整備面積
38	1人1日あたりのごみの排出量	783g	735g	前年比1%減として設定
42	地域見守りネットワーク結成数	11地区	17地区	年1地区ずつ増やすとして設定
44	住民主体の通いの場設置数	37地区	50地区	R元年5月現在38地区、以降各年度2地区ずつ増えるとして設定
46	子育てサービスに関するアンケート調査（ニーズ調査）において、子育て支援サービスに対して「不満」または「どちらかといえば不満」と回答した割合	11.3%	5%	子育てサービスに不満を感じている人を現状の半分以下にするとして設定
48	計画相談支援事業者によるサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成率	79.6%	100%	現状値から前年比5%増として設定
52	特定健診の受診率	47.9%	60.0%	第3期毛呂山町特定健康診査等実施計画に掲げた目標値
56	遊休農地解消・活用面積	2ha	10ha	1年間に2haずつ解消目標
58	産業系土地利用区域内の企業立地状況	81.7%	100%	指定区域内のすべてに企業立地が図られるとして設定
58	毛呂山町商工会の会員数	636人	641人	毎年1人ずつ増えるとして設定
60	入込観光客数	71.3万人	80万人	町内観光拠点の年間利用者総数の実績に基づく予測値

頁	指標名		現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	目標値設定の根拠
64	埼玉県学力・学習状況調査で前年度から学力が伸びた児童生徒の割合	国語	61.8%	65.0%	埼玉県学力・学習状況調査の学力における達成率で埼玉県の平均値を目標値に設定
		算数 数学	66.1%	70.0%	
68	生涯学習ボランティア人材バンクの利用回数		33件	43件	前年比5%増として設定
70	成人のスポーツ実施率（週1回以上）		37.0%	52.0%	県のスポーツ推進計画の目標値における増加率（15.0%）と同等の増加率で設定
72	文化財保護ボランティアの活動回数		15回	25回	ボランティアが活躍する機会を5年で10回増として設定
76	人権に関する研修会などへの参加者数		637人	730人	15%増として設定
78	各種審議会などにおける女性委員の割合		24.9%	30.0%	概ね5ポイント増の数値を設定
79	自主防災組織結成行政区数		42団体	69団体	第2章第2節と同様（コミュニティの成熟度を示す指標として使用）
79	地域見守りネットワーク結成数		11地区	17地区	第3章第1節と同様（コミュニティの成熟度を示す指標として使用）
79	住民主体の通いの場設置数		37地区	50地区	第3章第2節と同様（コミュニティの成熟度を示す指標として使用）
80	地域間交流事業数		9件	12件	30%増の数値を設定
81	町ホームページ閲覧数		3,551,691件	3,800,000件	年間約50,000件増として設定
83	電子申請システムの利用件数		205件	300件	利用可能な手続きを増やし、過去の実績値に基づき設定
84	住民意向調査において「町役場の窓口サービス」について満足と答えた住民の割合		55.5%	80.0%	多くの住民が満足している値として設定

2 毛呂山町振興計画審議会条例

昭和43年3月22日
条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、町の行財政施策の総合的な振興を図るため、毛呂山町振興計画審議会の設置、組織に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の行財政施策の総合的な振興計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、毛呂山町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において町長が委嘱する。

- (1) 町の議会の議員 5人
- (2) 町の教育委員会の委員 1人
- (3) 町の農業委員会の委員 1人
- (4) 町内の公共的団体等の役員又は職員 3人
- (5) 学識経験を有する者 2人
- (6) 町内に住所を有する者の内から公募による者 3人

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が審議会に諮つて指名する。

(部会長)

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 毛呂山町新町建設審議会条例（昭和32年毛呂山町条例第18号）は、廃止する。

附 則（昭和61年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

3 審議会への諮問及び答申

毛企発第594号
平成30年10月3日

毛呂山町振興計画審議会
会長 吉田勝美様

毛呂山町長 井上健次

第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画・総合戦略の策定について（諮問）
第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画・総合戦略を策定したいので、貴審議会のご意見を伺います。

毛振審発第5号
令和2年2月21日

毛呂山町長 井上健次様

毛呂山町振興計画審議会
会長 吉田勝美

第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画・総合戦略の策定について（答申）
平成30年10月3日付け、毛企発第594号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画（案）、第2期毛呂山町総合戦略（案）については、おおむね妥当なものである。なお、計画の実施にあたっては、次の事項に配慮されたい。

- 1 基本構想で示された将来像「輝く緑 輝く瞳 輝くまち もろやま」の実現に向け、計画に沿った施策の着実な推進を図り、各施策における目標値が達成されるよう努めること。特に重点施策に掲げられた項目については確実に達成されるよう集中的に取り組むこと。
- 2 厳しい財政状況の下、各施策の推進にあたっては最少の経費で最大の効果を挙げるよう、施策に対する評価検証を実施し、効率的な行財政運営に努めること。
- 3 地域特性を活かしたシティプロモーションへの取り組み、また、結婚や子育て支援、定住促進などの人口減少、少子高齢化に対応する施策を、町民の合意形成のもと、地域組織、企業等との連携により積極的に推進し、引き続き地方創生の充実・強化に努めること。

4 毛呂山町振興計画審議会委員名簿

役職	氏名	選出区分	選出団体
	堀江 快治	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	長瀬 衛	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	高橋 達夫	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	小峰 明雄	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	岡野 勉	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	清水 宅郎	教育委員会の委員 (第3条第2項第2号)	
	波田 二三雄	農業委員会の委員 (第3条第2項第3号)	
	渡邊 繁太郎	公共的団体等の役員又は職員 (第3条第2項第4号)	商工会
副会長	高橋 丙午	公共的団体等の役員又は職員 (第3条第2項第4号)	区長会
会長	吉田 勝美	公共的団体等の役員又は職員 (第3条第2項第4号)	社会福祉協議会
	宮山 徳司	学識経験を有する者 (第3条第2項第5号)	埼玉医科大学
	鈴木 雅勝	学識経験を有する者 (第3条第2項第5号)	城西大学
	小高 恵美	公募による者 (第3条第2項第6号)	
	鶴見 基功枝	公募による者 (第3条第2項第6号)	
	福岡 清	公募による者 (第3条第2項第6号)	

5 第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画策定委員会委員名簿

平成30年度第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画策定委員会委員名簿

職名	氏名	備考
副町長	加藤 勉	会長
教育長	栗田 博	
議会事務局長	岡田 忠彦	
総務課長	岡野 昭弘	
企画財政課長	大野 勉	副会長
管財課長	小川 賢三	
税務課長	大澤 邦夫	
住民課長	市川 貞夫	
福祉課長	串田 和佳	
高齢者支援課長	小室 永治	
子ども課長	田口 雄一	
保健センター所長	小泉 雅昭	
生活環境課長	皆川 謙一郎	
産業振興課長	渡邊 昭	
まちづくり整備課長	疋田 浩一	
会計管理者兼会計課長	吉田 英夫	
水道課長	中村 和久	
教育総務課長	石田 麻里子	
学校教育課長	入江 直美	
生涯学習課長	小峰 一俊	
スポーツ振興課長	宮寺 定幸	
給食センター所長	酒巻 義一	

令和元年度第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画策定委員会委員名簿

職名	氏名	備考
副町長	加藤 勉	会長
教育長	栗田 博	
議会事務局長	岡田 忠彦	
総務課長	足田 浩一	
企画財政課長	大野 勉	副会長
管財課長	小川 賢三	
税務課長	大澤 邦夫	
住民課長	市川 貞夫	
福祉課長	串田 和佳	
高齢者支援課長	小室 永治	
子ども課長	田口 雄一	
保健センター所長	小泉 雅昭	
生活環境課長	皆川 謙一郎	
産業振興課長	渡邊 昭	
まちづくり整備課長	山口 貴尚	
会計管理者兼会計課長	吉田 英夫	
水道課長	柴崎 覚	
教育総務課長	石田 麻里子	
学校教育課長	小熊 三矢子	
生涯学習課長	小峰 一俊	
スポーツ振興課長	宮寺 定幸	
給食センター所長	酒巻 義一	

6 第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画検討委員会委員名簿

平成30年度第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画検討委員会委員名簿

課名	氏名	備考
秘書広報課	大野直子	
総務課	坂口尊恵	
企画財政課	高木洋	
管財課	小室明	
税務課	北島修	
住民課	荻野睦	
福祉課	綿貫能理子	
高齢者支援課	中村美奈子	
子ども課	横山広之	
保健センター	新井篤	委員長
生活環境課	町田智宏	
産業振興課	増村早苗	
まちづくり整備課	岩上弘樹	
水道課	横山幸乃	
教育総務課	内野益穂	
学校教育課	荻野博幸	
生涯学習課	澤田弘典	
スポーツ振興課	笹川博嗣	

平成30年度第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画財政分析チーム名簿

課名	氏名	備考
総務課	小久保徹	
企画財政課	堀口将由	チームリーダー
税務課	芳原武	
福祉課	井上龍太郎	
産業振興課	増村早苗	
まちづくり整備課	高沢孝仁	
教育総務課	岩田大佑	

令和元年度第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画検討委員会委員名簿

課 名	氏 名	備 考
秘書広報課	大 野 直 子	
総務課	森 村 早 苗	
企画財政課	高 木 洋	
管財課	小 室 明	
税務課	北 島 修	
住民課	荻 野 睦	
福祉課	綿 貫 能理子	
高齢者支援課	中 村 美奈子	
子ども課	横 山 広 之	
保健センター	新 井 篤	委員長
生活環境課	町 田 智 宏	
産業振興課	秋 馬 純 一	
まちづくり整備課	岩 上 弘 樹	
水道課	横 山 幸 乃	
教育総務課	内 野 篤 彦	
学校教育課	荻 野 博 幸	
生涯学習課	山 崎 幸 雄	
スポーツ振興課	笹 川 博 嗣	

7 毛呂山町まち・ひと・しごと創生有識者会議条例

平成28年3月24日
条例第12号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項について審議するため、毛呂山町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 有識者会議は、委員10人以内をもって組織し、まち・ひと・しごと創生に関し見識を有する者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(会長及び副会長)

第3条 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 有識者会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 有識者会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(最初の会議の招集)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(毛呂山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 毛呂山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年毛呂山町条例第23号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

8 毛呂山町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員

役 職	氏 名	選出分野	選出団体等
会長	加 藤 勉	行政機関	毛呂山町
副会長	瀧 澤 時 夫	産業界	毛呂山町観光協会
	倉 益 禎	金融機関	埼玉りそな銀行
	高 亀 雅 之	金融機関	埼玉縣信用金庫
	麻 原 健 一	産業界	麻原酒造（株）
	谷 住 妙 子	学識経験者	社会教育委員
	福 田 啓 治	労働関係	所沢公共職業安定所飯能出張所
	宮 山 徳 司	学識経験者	埼玉医科大学
	青 柳 龍 司	学識経験者	城西大学
	小 島 和 喜	メディア	ゆずの里ケーブルテレビ

9 第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画・第2期毛呂山町総合戦略策定経過

平成30年 5月 10日 (木)	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画策定方針書決定
平成30年 8月 15日 (水)	第1回検討委員会
平成30年 9月 19日 (水)	第1回策定委員会
平成30年 10月 3日 (水)	第1回振興計画審議会 (策定の諮問、策定方針、住民意向調査(案)について)
平成30年 10月 17日 (水)～ 平成30年 10月 31日 (水)	住民意向調査
平成31年 2月 8日 (金)	人口推計報告書完成 財政分析報告書完成 住民意向調査報告書完成 前期基本計画の検証・評価報告書完成
平成31年 2月 15日 (金)	第2回振興計画審議会 (各種調査報告について)
令和元年 5月 9日 (木)	第1回毛呂山町まち・ひと・しごと創生有識者会議 (地方創生交付金の実績状況及び毛呂山町総合戦略の実施状況について、次期毛呂山町総合戦略について)
令和元年 5月 28日 (火)	第2回検討委員会
令和元年 6月 11日 (火)	第2回策定委員会
令和元年 6月 21日 (金)	次期総合戦略策定方針書決定
令和元年 6月 25日 (火)	第3回振興計画審議会 (毛呂山町総合振興計画後期基本計画素案、毛呂山町総合戦略の評価検証結果について)
令和元年 10月 1日 (火)	第3回策定委員会
令和元年 10月 7日 (月)	第2回毛呂山町まち・ひと・しごと創生有識者会議 (次期毛呂山町総合戦略(素案)について)
令和元年 10月 15日 (火)	第4回策定委員会
令和元年 10月 28日 (月)	第4回振興計画審議会 (毛呂山町総合振興計画後期基本計画(案)、次期毛呂山町総合戦略(案)について)
令和元年 11月 28日 (木)	第3回毛呂山町まち・ひと・しごと創生有識者会議 (第2期毛呂山町総合戦略について)
令和元年 12月 16日 (月)	第5回振興計画審議会 (毛呂山町総合振興計画後期基本計画(案)、次期毛呂山町総合戦略(案)について)
令和元年 12月 23日 (月)～ 令和2年 1月 22日 (水)	パブリックコメント実施
令和2年 2月 4日 (火)	第5回策定委員会
令和2年 2月 21日 (金)	第6回振興計画審議会 (第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画(案)第2期毛呂山町総合戦略(案)、諮問に対する答申について)
令和2年 2月 21日 (金)	振興計画審議会答申

10 第五次毛呂山町総合振興計画基本構想

第1章 基本理念と将来像

第1節 基本理念

基本理念とは、まちづくりの基本的な考え方を示すものです。

今後10年間のまちづくりに向けた基本的な考え方は次の3つの視点から取り組んでいくものとします。

基本理念1 毛呂山町の個性あふれるまちづくり

地方創生において、町の魅力を高めることで定住促進を図ることが重要となっています。

本町は、豊かな自然と流鏝馬や鎌倉街道に代表されるような歴史や文化に彩られた町であり、都心から50km圏内という立地とアクセスの良さから東京都内への通勤する方々のベッドタウンとして発展してきました。また、町内は医療・福祉施設が充実しており住民が安心して生活できる環境が整っています。

このような町の個性を活かして、より良いまちづくりを進めることとします。

基本理念2 安全で安心に暮らせるまちづくり

町に暮らす全ての人が、安全に生活し続けられることにより、生涯安心な暮らしができること、これは住民の最も基本的な思いであり、望みです。

しかし、近年、地域で支え合う暮らしがなくなりつつあり、また、身近な場所で犯罪が発生するなど、安全に安心して生活を営むことがあたり前ではなくなってきました。

安全で安心な暮らしを営みたいという住民の思いや願いがかなえられるまちをつくることをまちづくりの基本的な「目標」とします。

基本理念3 協働によるまちづくり

町はかつてない少子高齢化と人口減少に直面しており、これまでの人口が増加する想定で進められてきた施策の転換が必要となっています。また、厳しい財政状況の中、住民ニーズは多様化・複雑化してきており、行政だけでは課題解決が難しい状況になってきています。

こうしたなかで、行政のみがまちづくりを進めるのではなく、住民ができることは住民自らが取り組み、住民同士で課題を解決することも必要です。住民が町に愛着心を持ち、主体的にまちづくりに取り組むことが大切になってきます。

本町がまちづくりを進める基本的な「理念」として「住民と行政の協働」を掲げ、住民と行政の厚い信頼関係の中で、効果的なまちづくりを進めることとします。

第2節 将来像

1 将来都市像

将来像とは、今後10年間で本町が目指す姿です。

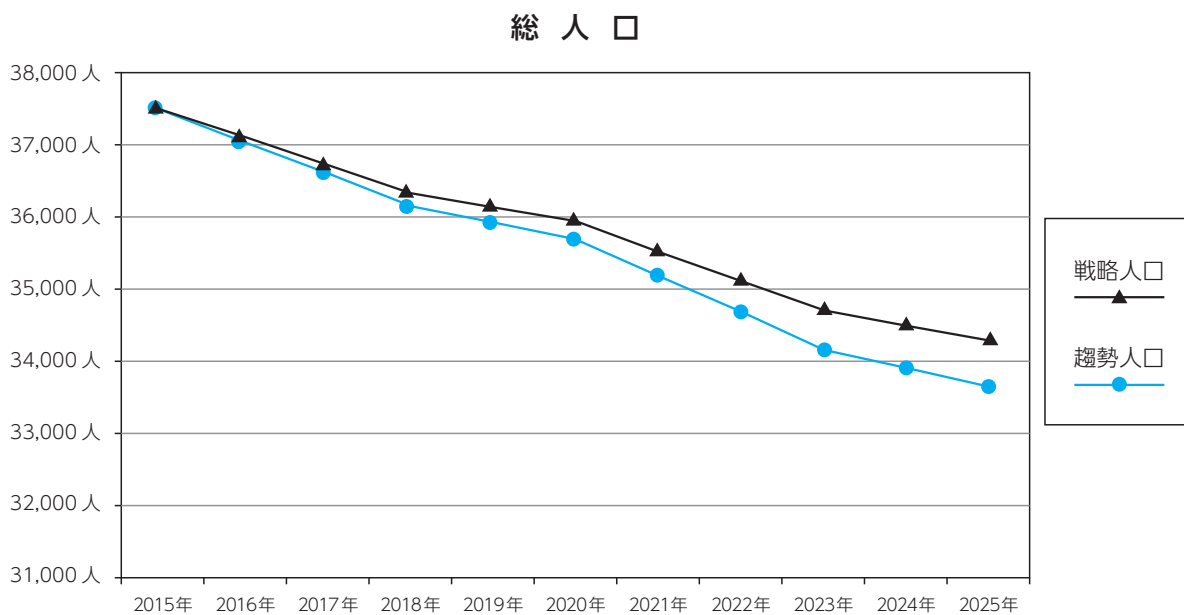
今回の住民意向調査で住民の方が求める今後高めて欲しいイメージは「活気のある」「発展的な」というイメージが最も強く出ています。

よって、第四次総合振興計画で示した将来像を踏まえつつ、よりそのイメージに沿うものとして、次のように設定します。

輝く緑 輝く瞳 輝くまち もろやま

2 戦略人口（目標人口）

人口ビジョンを踏まえた本計画においての2025年の戦略人口（目標人口）は、34,300人程度とします。



(毛呂山町人口ビジョン)

3 土地利用構想

土地利用構想を構成する要素として[ゾーン]、[エリア]、[拠点]、[軸]の4つを設定します。

(1) ゾーン別方針

現在の土地利用形態をもとに、「住居系ゾーン」、「農業系ゾーン」、「森林系ゾーン」の3つのゾーンを設定します。

①住居系ゾーン

既成市街地の快適で便利な居住環境の維持を図ります。また、中心市街地の活性化を目指し、各駅を中心とした商業機能の充実などを促進します。さらに、市街化調整区域においては、計画的で秩序ある土地利用を推進します。

②農業系ゾーン

農業生産基盤の整備や農業の担い手確保、流通体制の充実により、農地と生産環境の保全に努めます。また、幹線道路の整備など土地利用条件の変化に対応し、計画的で合理的な土地利用を進め、都市と農村の調和ある発展を目指します。

③森林系ゾーン

森林の保全と活用を進め、美しくうるおいのある地域づくりを推進します。また、豊かな自然環境と観光拠点を活用し、都市と農村の交流が活発な地域づくりを目指します。

(2) エリア別方針

今後の社会経済条件の変化に対応するため「エリア」を設定し、秩序ある整備や開発、保全を図ります。

①中心市街地エリア

JR八高線毛呂駅、東武越生線東毛呂駅、武州長瀬駅周辺など、主に市街化区域を中心とする地域を中心市街地エリアとします。中心市街地の活性化や各駅周辺整備、都市計画道路の整備や、エリア内に商業・文化などの機能を集積させ、質の高い市街地の形成を進めます。

②東部エリア

中心市街地エリアから東に広がり、東武越生線川角駅に至る地域を東部エリアとします。駅周辺整備や生活環境の整備を進めるとともに、市街化調整区域の秩序ある土地利用を推進します。

③活性化エリア

町全体の活性化を目指し、主要県道、幹線町道周辺に活性化エリアを設定します。道路整備など土地利用条件の変化に対応し、商業や観光、製造業、流通業、教育・研究機関など、周辺環境と調和した土地利用を推進します。

(3) 拠点の形成

住民生活の利便性の向上や特色あるまちづくりを進めるため、既存の公共施設や特徴ある施設が立地する地域を「拠点」とします。

①生活拠点

中心市街地エリア及び東部エリアの、主に公共施設が立地する地域を位置づけます。

②生活交流拠点

町内の4駅及びその周辺を位置づけます。

③医療福祉拠点

埼玉医科大学病院及び埼玉医科大学国際医療センター周辺を位置づけます。

④歴史文化拠点

出雲伊波比神社、桂木観音周辺、新しき村、歴史民俗資料館周辺を位置づけます。

⑤観光拠点

鎌北湖、宿谷の滝、桂木観音・桂木川周辺、箕和田湖、ゆずの里オートキャンプ場周辺を位置づけます。

⑥スポーツ拠点

総合公園及び大類グラウンド・大類ソフトボールパーク周辺を位置づけます。

(4) 軸の形成と活用

将来のまちづくりの方向性を明確にするための「軸」を設定します。

①広域軸

広域的な都市との連携を担い、本町の発展を牽引する「広域軸」を都市計画道路川越坂戸毛呂山線周辺及び（仮称）新川越越生線周辺に位置づけます。広域軸を中心として、商業や観光、製造業、流通業、教育・研究機関など、周辺環境と調和した土地利用を想定します。

②都市軸

本町と周辺都市を連携する「都市軸」を都市計画道路新飯能寄居線周辺に位置づけます。広域軸と同様に商業や観光、製造業、流通業、教育・研究機関など、周辺環境と調和した土地利用を想定します。

③水と緑の軸

越辺川、大谷木川、葛川などの河川沿線を「水と緑の軸」として位置づけ、自然環境に配慮したうるおいと安らぎの空間づくりを目指します。

第2章 まちづくりの基本方向

将来像の実現にむけて、次の6つの基本方向に基づきまちづくりを推進します。

基本方向1 里山の環境を活かした都市基盤を創る

自然や環境、景観などの地域特性を活かすとともに、社会経済情勢の変化に対応したまちづくりを進めて、道路や公園の整備をはじめとしたインフラの整備や利便性の高い公共交通の確保、快適な住環境の整備を進めます。

基本方向2 安全で快適なまちを創る

豊かな自然を守り、災害や犯罪がない安全で快適なまちを目指します。

そのため、住民が主体的に取り組む美しい景観づくりや河川を活かした水辺環境の創造などを進めます。また、防災対策の充実をはじめ、日頃の防犯活動や交通安全活動などを住民と協働して推進します。

基本方向3 健やかで安心に暮らせるまちを創る

住民一人ひとりが健康で安心して生涯住み続けられるまちを目指します。

そのため、子育てにおいては、地域資源を活かして町全体で子育て支援に取り組みます。また、高齢者がいつまでも元気で自立して過ごせるように介護予防に努めていきます。さらに、地域における支え合いを基盤として、健康づくり活動や見守り活動を推進します。

基本方向4 活力と夢のある産業のまちを創る

生活基盤となる働く場が多く、住民が安定して暮らしていけるまちを目指します。

そのため、企業誘致や町内企業の事業拡大を促し、農林業、観光、商工業の振興支援を進めます。

基本方向5 豊かな心と学びのあるまちを創る

幼児教育や義務教育における教育環境の整備と教育内容の充実を図り、豊かな心を持ちたくましく生きる児童生徒を育成します。また、町の歴史や文化を保存、継承するとともに、あらゆる世代の生涯学習を支援します。さらに、スポーツによる生きがいづくりや地域コミュニティの形成など豊かな心と学びのあるまちづくりを推進します。

基本方向6 みんなで築くまちを創る

まちづくりを住民と行政が協働して進めるまちを目指します。

そのため、まちのできごとや、これからのまちづくりについて、さまざまなメディアを通して住民が情報を共有し、活発な住民活動が展開できるまちづくりを進めます。さらに、全ての住民がまちづくりに取り組めるよう、男女共同参画や住民の交流活動を促進します。また、効率的な行財政運営や広域的なまちづくりを進めます。

第3章 施策の大綱

第1節 里山の環境を活かした都市基盤を創る

1 土地利用・市街地整備

土地利用構想に基づき計画的なまちづくりを進め、機能的な都市づくりを推進します。また、自然や環境及び景観など地域特性を活かし、社会経済情勢の変化に対応できる土地利用を図ります。

2 道路

広域的な幹線道路から、町内の拠点を結ぶ道路、そして、身近な生活道路にいたるまで、系統的で段階的な道路整備を推進します。

3 公共交通

鉄道の輸送力強化や、町内の交通網の充実など、公共交通機関の利便性向上を図ります。また、駐輪場整備など駅周辺の利便性の向上を図ります。

4 住宅

町営住宅の維持管理を図ります。また、空き家の把握を行い適正に管理が行われるように努めます。

5 公園・緑地

公園・緑地を適切に整備・管理するとともに、住民が利用しやすい環境づくりを進めます。さらに、公園・緑地の管理については、地元住民の自主的な管理など、住民との協働による管理などを推進します。

第2節 安全で快適なまちを創る

1 環境保全・公害防止

森林、平地林や河川など、貴重な自然環境を保全するとともに、不法投棄を防止するため、監視体制の強化を図ります。

また、河川の水質の定期的な監視・調査を行い、公害の未然防止に努めます。

2 防災・河川水路

住民の防災意識の高揚を図り、地域における自主防災組織結成を促進して、災害に強いまちをつくとともに防災施設の整備充実に努めます。また、河川水路の整備により、水害に強いまちをつくります。

3 消防・救急

常備消防の装備や体制の強化を図るとともに広域化の検討を進め、消防団の組織強化に努めます。さらに、救急救命士の養成や医療機関と連携を強化し、救急体制の充実に努めます。

4 防犯・消費者保護

自分たちの暮らしの安全は自分たちで守るという、住民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域の防犯活動を支援します。また、消費者をめぐるトラブルを防止するため、住民への啓発活動や相談体制を強化します。

5 交通安全

交通安全教育の推進により、住民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故のない安全なまちを目指します。

6 上下水道

安全で安心して飲める水道水を安定的に供給できるよう努めます。

また、河川や水路の水質保全による、快適で清潔な生活を目指し、下水道の計画的整備や農業集落排水事業の運営、浄化槽の普及を図り、地域全体の総合的な生活排水対策を推進します。さらに、下水道処理施設やし尿処理施設などの適切な運営に努めます。

7 ごみ処理

ごみの減量化や再資源化を促進し、環境に配慮した生活様式の定着を推進します。

また、ごみ処理施設などの維持管理を図るとともに、ごみ処理体制の充実に努めます。

8 火葬場

火葬場の適切な運営に努めます。

第3節 健やかで安心して暮らせるまちを創る

1 地域福祉

住民の福祉意識の高揚、ボランティアなどの活動支援、地域福祉団体の活動支援などを行い、地域福祉の充実に努めます。

2 高齢者福祉

高齢者がいつまでも活動的に生活できる社会を目指すため、社会参加や生きがい、健康づくりなどの施策を進めます。

また、適正な介護給付に努め、持続可能な介護保険制度となるよう健全な運営に努めるとともに、高齢者が要介護状態にならないような介護予防事業、認知症などに対応する施策の充実に努めます。

3 子育て支援

子どもが元気に育ち、親も子育てに夢を持てる地域社会づくりを目指して、地域資源を活かして町全体で子育て支援を進めます。また、少子化に対応して、安心して子育てできるように仕事と家庭生活を両立するための支援体制の整備を進めます。

4 障害者福祉

障害者が安心して生活できる地域づくりを目指すため、ノーマライゼーションの普及など障害に関する心のバリアフリーや、相談体制の充実、施設・在宅サービスなどの自立支援策の充実に努めます。

5 保険・医療

国民健康保険財政の健全化に努めるとともに、医療費の適正化などを推進します。

また、医療機関などと連携を図りながら、常に安心して医療が受けられる環境の充実に努めます。

6 健康づくり・保健

高齢社会が進行するなかで、生涯、健康で元気に暮らしていくためには、住民一人ひとりが健康づくりに取り組むことが必要であるため、健康づくりの意識の高揚を図ります。

また、各種がん検診や健康教室、健康相談を行うとともに特定健診・特定保健指導、予防接種などにより住民の健康増進を支援します。

第4節 活力と夢のある産業のまちを創る

1 農林業

農地の有効利用、特産品の振興を図るため、後継者の育成、新規就農者の支援をおこないます。また、森林資源を維持・保護し、水資源を保全するため、造林や除間伐、林道の維持管理を推進します。

2 商工業

企業誘致を推進して、町内の雇用を確保します。また、中心市街地の活性化とともに、幹線道路沿線の商業機能の強化などを促進します。

3 観光

観光施設や観光ルートの整備、イベントの充実など観光振興施策の充実を図ります。

第5節 豊かな心と学びのあるまちを創る

1 幼児教育・義務教育

幼児教育や義務教育における教育環境の整備と教育内容の充実を図り、豊かな心を持ちたくましく生きる児童生徒を育成します。

2 生涯学習・青少年育成

少子高齢化の中で、子ども達の活動を地域全体で支えていこうとする意識づくりを図り、高齢者がいつまでも元気に生涯学習に継続して取り組めるような学習機会の提供や体制づくりを進めます。

また、青少年育成については、青少年が地域に関心を持ち、積極的に地域活動に参加し、将来を担う自覚と責任を持てる環境づくりを進めます。

3 スポーツ・レクリエーション

総合公園などの拠点施設をはじめ、学校施設の開放など施設の有効活用を進め、スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。

4 文化財

流鏝馬に代表される伝統文化活動を支援し、史跡、寺社仏閣などの歴史的文化財を保全するとともに、観光資源として積極的な活用を目指します。

第6節 みんなで築くまちを創る

1 人権尊重

さまざまな人権問題の解決に向けて、人権に関する教育・啓発活動を推進します。

2 男女共同参画社会

性別に関わりなくお互いにその人らしさを尊重しあい、個人の能力が発揮され多様な生き方ができる社会づくりを進めます。

3 コミュニティ

コミュニティ意識の高揚に努めるとともに、組織の育成などにより推進体制を整備するなど、コミュニティ活動を積極的に支援し、ふれあいにあふれたまちづくりを進めます。

4 地域間交流・国際交流

多様な価値観を尊重する社会づくりを目指し、国際交流や地域間交流を進めます。

また、多国籍住民に配慮したまちづくりを進めるため、情報提供などに努めます。

5 住民参画のまちづくり

まちづくりに関する情報提供、多様な参画の場の提供、住民などの声をまちづくりに反映する仕組みづくりなどを進めます。

6 情報化への対応

行政の情報化を推進することにより、住民サービスの向上を図ります。

7 行財政運営

厳しい財政状況の中で、効率的・効果的に住民サービスを提供するため、成果を重視した行財政運営に努めます。

また、さらなる行財政改革を推進し、簡素で効率的な行財政運営に努めます。

第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画・第2期毛呂山町総合戦略

令和2年3月

発行：毛呂山町

編集：毛呂山町企画財政課

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

電話：049-295-2112（代）

FAX：049-295-0771

電子メール：kizai@town.moroyama.lg.jp